

国民健康保険からのお知らせ

人間ドック・脳ドック

検診費用を助成します

湖南市国民健康保険では、生活習慣病などの疾病の早期発見・早期治療を図り、健康の保持・増進に役立てるために、人間ドック・脳ドックの受診費用に対する助成を行っています。

かかる経費に対する他の助成金などを受けていないこと。

○検診後に結果票を提出し、市からの事後指導と検診結果の統計的な利用に承諾できること。

■対象経費

保険適用外の人間ドック・脳ドック検診にかかる費用(特定健康診査の検査項目を満たしていること。オプション検査は助成対象外)。

■助成金額

検診費用の2分の1(上限2万円)。

■受診対象医療機関

県内の医療機関など

■利用方法

①11月30日(水)までに、「人間ドック・脳ドック検診計画書」を提出。

※必ず受診前に提出してください。

※「人間ドック・脳ドック検診計画書」は市ホームページからダウンロードできます。

②12月末日までに受診。

③平成29年1月31日(火)までに「人間ドック・脳ドック検診費助成金交付申請書兼請求書」と「質問票」に必要事項を記入し、領収書と検診結果を添付して提出。

■国民健康保険課(東庁舎)

☎71・2324
☎72・2460



特定不妊治療費の助成内容

が一部変更になりました

市では、特定不妊治療(体外受精、顕微受精)による、**県の助成を受けた人**に対して治療費の一部を助成しています。

○県の助成15万円または30万円の場合
↓市の助成5万円(上限)
○県の助成7万5千円の場合
↓市の助成2万5千円(上限)

県の要綱改正に伴い、平成28年4月から市の助成内容を次の通り変更しました。

○男性不妊治療費の助成の場合
↓市の助成1万7千円(上限)

①「滋賀県不妊に悩む方への特定治療費支援事業」の助成を受けていること
②申請時および交付決定時に、法律上の婚姻をしている夫婦で、両方または一方が市内に1年以上住所を有していること
③全ての市税を滞納していないこと

※申請書は**国**に備え付けるほか市ホームページからもダウンロードできます。

■申請期限

県助成事業の承認決定通知書に記載されている日付から**90日以内**

■助成額

※治療内容により異なります。

■県の助成について

甲賀保健所
☎63・6148

☎63・6142

市の助成について

健康政策課(保健センター)

☎72・4008

☎72・1481